

知事コメント
(国地方係争処理委員会の通知について)

沖縄県は、令和2年3月30日付けで国地方係争処理委員会に対して、農林水産大臣が2月28日付けで行った是正の指示を取り消すべきであるとの勧告を求める審査申出を行ってまいりました。このことについて、本日開かれた同委員会において県の主張を認めない結論になったとの報告を受けました。

国地方係争処理委員会は、平成11年の地方自治法の改正により、国と地方公共団体の関係が対等・協力の関係となったことを受け、地方公共団体に対する国の関与の適正を確保するため、国と地方との間で係争が生じた場合に、両者の間に立って、公平・中立な立場から判断する第三者機関として設置されました。県としては、このような同委員会の役割に期待して県の主張を述べてきたところです。

私は、今回の農林水産大臣の是正の指示は、法令に基づき知事に与えられたサンゴ特別採捕許可事務の権限を、知事が行使する前に、具体的に許可しなさいと大臣が命ずるもので、知事の判断権限を奪うことになりかねず、問題があることなどを指摘し、県の正当性を主張してまいりました。このような国の関与は、地方の自主性及び自立性を尊重するため、国の関与は必要最小限でなければならないとする地方自治法の趣旨に鑑み許されないものであります。

今回の委員会の判断は、結果としてこのような国の関与を容認するものであり、誠に残念であります。

農林水産大臣におかれましては、今一度、水産資源保護の原点に立ち返った上で、埋立事業によって失われるサンゴ類を避難措置として移植する場合であっても、移植によって死んでしまうサンゴを最小限にとどめなければ適切な移植計画とはいえず、安易な移植事業が、開発事業の免罪符とならぬよう、慎重な審査が必要であることを理解すべきであります。

沖縄県としましては、今後は、国地方係争処理委員会の審査結果を精査するとともに、県の主張が認められるためにどのような対応が必要か慎重に検討し、適切に対応してまいります。

令和2年6月19日
沖縄県知事 玉城 デニー